

国家公務員法改正案

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、年功序列的な人事が事実上行われていること、人事評価において相対評価が徹底されていないこと、天下り規制が不十分であることなどにより、国家公務員は過度の身分保障を受けている。

→ 大阪府職員条例などを参考に、次のような方向で改正を行う必要がある。

- ① 現行法にある年功序列人事を排除する趣旨の規定において、その趣旨をより明確化する。
- ② 人事評価において相対評価を徹底することを法律上明記する。
- ③ 管理職職員の独立行政法人（行政執行法人を除く）、特殊法人等への再就職については、一定の要件の下、再就職そのものを禁止する（再就職等監視委員会の個別承認により解除可能）。

現 行

改 正 法

